

八潮市個人情報保護法施行条例骨子(案)に関する 意見募集について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）の改正により、これまで個別の条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、全国共通のルールとして、改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなります。

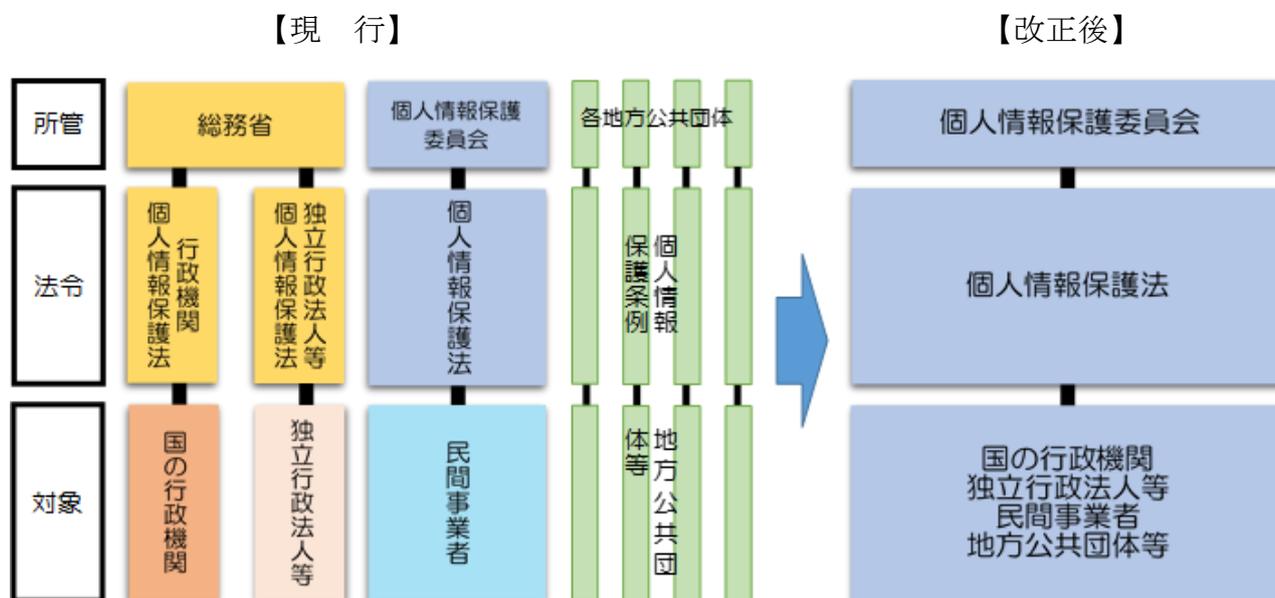
改正後の個人情報保護法により条例に委任された事項を定めるため、八潮市個人情報保護法施行条例の制定作業を進めています。

制定にあたり、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

1 個人情報保護法の改正と八潮市への影響

これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体はそれぞれ異なる規律に基づき個人情報保護制度の運用を行っていました。しかし、個人情報保護法の改正により、今後は改正法に一元化されます。

また、内閣府外局の個人情報保護委員会が一元的に所管することになります。



令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が施行され、八潮市においても直接法の適用を受けることとなります。そのため、現行の八潮市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法から条例に委任される事項を定めた「八潮市個人情報保護法施行条例」（以下「新条例」といいます。）の制定が必要となります。

2 条例に委任される事項とは？

改正後の個人情報保護法からの委任を受け、市が新条例で定めることができる事項の主な例は、次のとおりです。

(1) 新条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

- ・本人開示等請求に係る手数料の設定（法第89条）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定（法第119条第3項及び第4項）

(2) 新条例で定めることが許容されている事項

- ・条例要配慮個人情報の内容（法第60条第5項）
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規定（法第75条）
- ・本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・本人開示請求等の手続きに関する規定（法第83条及び第108条）
- ・審議会等への諮問（法第129条）

3 八潮市における今後の取扱いは？

新条例に委任される事項について、八潮市では今後、次のように取り扱う予定です。
なお、次の3つの項目については、現行条例の取扱いと変更点があります。

(1) 開示請求に係る手数料について

【変更点】

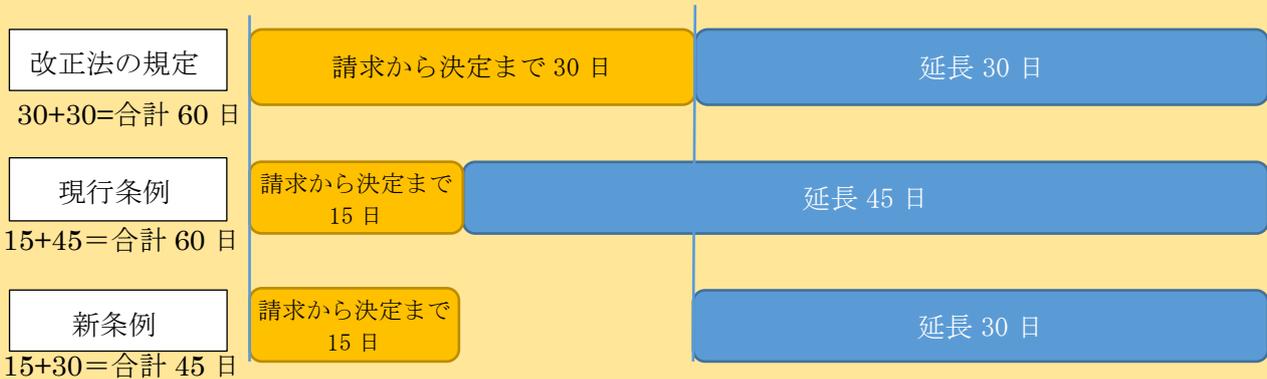
現行条例では、「実費」のみ定めていましたが、新条例では、「手数料」については無料とし、「実費」については、次の表のとおりとします。（金額の変更はありません）

開示方法	現行条例		新条例	
	実費	手数料	実費	手数料
写しの交付 (紙)	A4用紙1枚当たり 白黒 10円	設定 されて いない	A4用紙1枚当たり 白黒 10円	無料
	カラー 50円		カラー 50円	
写しの交付(電 磁的記録媒体)	実費相当額		実費相当額	
閲覧、聴取又は 視聴	0円		0円	

(2) 本人開示請求の手続きに関する規定（開示等に係る日数）

【変更点】

開示請求から開示決定までの期日及び開示決定に当たり期間延長が必要な場合における日数について、次の取扱いとする予定です。



条例で定めることにより、それぞれ法定期間より短くすることは許容されていますが、当該期間を超えるような規定を置くことは許容されないとされています。

(3) 審議会への諮問事項

【変更点】

現行条例 電子計算機の結合（オンライン結合）及び条例改正を行う場合

新 条 例 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

現行では、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議するため「八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会」が常設されていますが、今後は審議会へ諮問することができる事項が限定されるため、個人情報保護法に規定する事項について意見を聴く必要がある場合に、随時設置する方向で検討しています。

<その他の事項の取扱い>

・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定

【匿名加工情報とは？】

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないようにした個人の情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別できないようにしたものです。行政機関は提案募集を行い、民間事業者等からの提案を審査の上、その情報を外部提供することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める手数料を納めなければならないとされています。

【八潮市の取扱い】

行政機関等匿名加工情報制度の実施については、当分の間は都道府県及び政令指定都市は義務とされ、その他の地方公共団体については努力義務とされています。八潮市においては現行の条例においても匿名加工情報制度に関する規定はありません。現段階では導入を見送るため、手数料に関しても規定しない予定です。国・県等の動向について今後も注視します。

・条例要配慮個人情報

【条例要配慮個人情報とは？】

改正後の個人情報保護法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」としています。

上記のもの以外にも、地域の特性その他の事情に応じ、独自に要配慮個人情報を定めることができるとされており、それについて条例で定めたものが「条例要配慮個人情報」です。

【八潮市の取扱い】

現行の八潮市個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義は改正法による要配慮個人情報の定義と同等のものであるため、条例要配慮個人情報は規定しない方向です。

・個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規定

改正後の個人情報保護法では、ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上のデータベースの個人情報ファイルについて、法に規定された事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）の作成及び公表が義務化されています。

また、条例で定めるところにより、法で規定された個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成することも許容されています。

【八潮市の取扱い】

八潮市の現行条例では、ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満の個人ファイルについても帳簿を作成しています。個人情報保護法の改正後においても、人数に関わらず個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う予定です。

・ 本人開示等請求における不開示情報の範囲

改正後の個人情報保護法で不開示としている情報が、地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報と必ずしも同じではないことから、情報公開条例との整合性が保てない場合には、条例で不開示情報を定めることができるとされています。

【八潮市の取扱い】

八潮市においては、現行の情報公開条例と改正後の個人情報保護法の規定に大きな差異はなく、情報公開条例と整合が図れない情報が生じることは想定されないため、不開示情報の範囲について規定しない予定です。

4 今後のスケジュール

条例改正に係る今後のスケジュールは次のとおりです。

令和4年度					令和5年度			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	意見募集 ←→							
		意見公表 ←→		議案 提案				条例 施行